

議第38号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第2章の2および第3章第1節の規定は、別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第53条第2項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により同条例第5条の3第1項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。